

熊本市一般廃棄物処理基本計画(素案)パブリックコメント結果

環境局資源循環部廃棄物計画課

- 1 意見募集期間 令和3年(2021年)12月24日(金)～
令和4年(2022年)1月24日(月)
- 2 ご意見の件数 提出された方の人数 16名
ご意見の件数(まとめごと) 34件
- 3 結果公表期間 令和4年(2022年)2月24日(木)～3月23日(水)
- 4 ご意見に対する対応状況
①補足修正3件、②既記載12件、③説明・理解9件、④事業参考10件、
⑤その他0件
- 5 ご意見とそれに対する補足修正等(概要)

項目	ご意見の内容	補足修正の内容
P22 第2編 第1章ごみ処理の 現状と課題 (7)成果指標の目 標値の達成状況	ごみ総排出量に 対して、どのような 処理を行ったか見 えるとよい。	処理方法ごとの処理量については、 ご意見のとおり「ごみ総排出量の推 移」のグラフに追記します。
P38 第2編 第3章実現に向け た施策 施策1ライフスタイ ル・ビジネススタイ ルの転換に向けた 環境教育と啓発 活動の推進	ライフスタイル・ビ ジネススタイルの転 換について、どのよ うな状況を想定し ているのか不明で ある。背景を明確に 示してほしい。	次期計画では、新たにプラスチック 削減や食品ロス削減に向けて、更なる 啓発活動を推進する考えであり、以下 のとおり追記します。 「市民・事業者に対して、ワンウェイ(使 い捨て)プラスチックの削減や食品ロ スの削減に向けた新しいライフスタイ ル・ビジネススタイルに関する情報を、 積極的に発信していきます。(施策4、 施策5に取組を記載)。」
P40 第2編 第3章実現に向け た施策 不適正排出対策	違反ごみが常習 化している場所・校 区等については、実 例等を挙げ当事者 意識を持たせる為 に局所的な取組強 化を望む。	ご意見のとおり、取組内容を追記し ます。 「家庭ごみについては、町内自治会等 の地域住民と連携し、ごみステーショ ンでの違反ごみに対する啓発に取り 組めます。また、悪質なルール違反ご みに対しては、排出者を調査し戸別訪 問などの指導等を実施します。」

第1編 総論

【計画策定の趣旨】

- 近年、地球温暖化の影響による自然災害の激甚化や、天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる生態系への影響などの環境問題が深刻化していることから、「循環型社会」への更なる変革が必要。
- 今年度で現計画が終了することから、少子高齢化の進展や、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応した、持続可能な循環型社会の実現に向けて、更なるごみの減量化やリサイクルの取組を推し進めるとともに、生活排水の適切な処理による水環境を保全するため、本計画を策定する。

【計画の位置づけ】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項の規定に基づき、国や県等の関連計画と整合を図りながら策定。
- 一般廃棄物には、「ごみ」に加え、「し尿」及び「浄化槽汚泥」も含まれることから、本計画は、ごみ処理に係る「ごみ処理基本計画」と、し尿及び浄化槽汚泥の発生源となる生活排水処理に係る「生活排水処理基本計画」の2本立てとしている。
- さらに、「ごみ処理基本計画」に「食品ロス削減推進計画」を内包する。

【計画期間】 令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間 ※令和8年度（2026年度）を中間目標年度に設定。計画の達成状況を評価、点検し、改定を実施する。 【計画の対象地域】 熊本市全域

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

【中間見直し】

- 平成27年度（2015年度）に中間見直しを実施。
- 富合・城南地区を本計画に含め、目標値の見直しを実施。
- 新西部環境工場を新設し、学習施設、太陽光発電、小水力発電などの設備を整備（H28年3月竣工）。
- 「生活排水処理基本計画」を本計画に追加。

【平成28年熊本地震時の災害廃棄物処理状況】

他都市や民間企業の支援を受けて、広域処理を実施。
➤災害廃棄物処理量
約151万トン（公費解体の廃棄物を含む）

【現状及び目標値の達成状況】

平成21年（2009年）10月の家庭ごみ有料化以降、ごみの減量化・資源化が進んでいたが、近年は横ばいもしくは微増の傾向にあり、成果指標の目標値の達成は困難であることから、課題を整理し計画に反映する。

第2章 ごみ処理の将来像

【めざす姿】

みんなでつくり、未来へつなぐ、循環型都市

限られた資源をできるだけ大切に利用し、将来にわたって誰もが豊かな生活を享受できるよう、市民・事業者・行政等の多様な主体が互いに連携・協働してごみの減量化や資源化に積極的に取り組み、環境負荷の少ない、持続可能な循環型都市の実現をめざす。

【取組の視点】

持続可能な開発目標SDGsの視点を踏まえ、経済、社会、環境の三側面を統合する（相乗効果を創出する）施策とすることを念頭に置き、各施策に取り組む。



【成果指標と目標値】

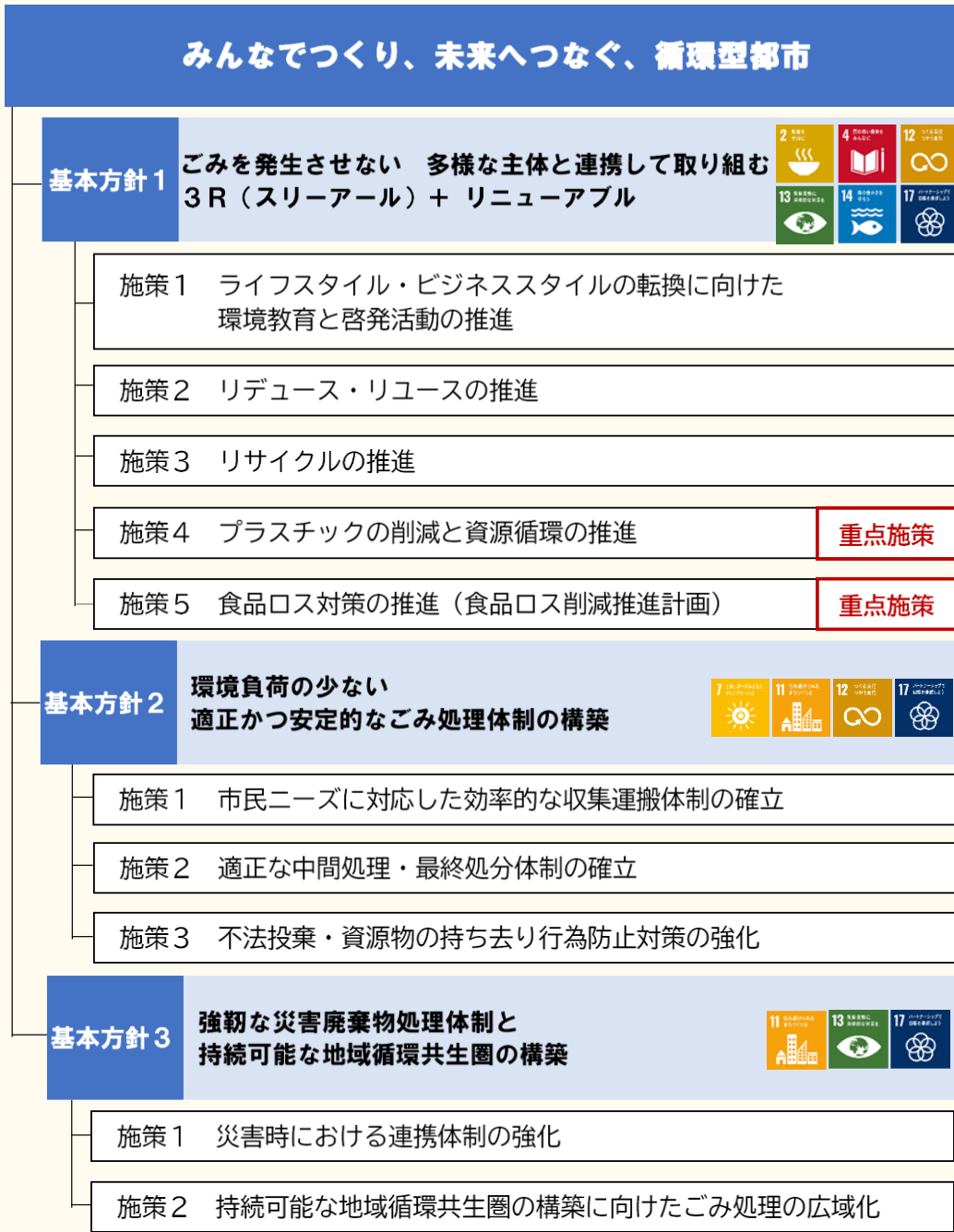
令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響による異常値と捉え、令和元年度（2019年度）の数値を基準値とする。

成果指標	基準値（R1）	目標値（R13）	目標値の考え方
1 ごみ総排出量（資源化された量を含む） （1人1日あたり）	263,004 t (983g)	237,408 t (905g)	国の目標値における削減率を設定 （1人1日あたり△約8%）
2 家庭系ごみ処理量（資源化された量を除く） （1人1日あたり）	123,791 t (463g)	105,672 t (403g)	国の目標値における削減率を設定 （1人1日あたり△約13%）
3 家庭系ごみのリサイクル率（集団回収量を含む）	23.9%	30.0%	現計画の目標値を据え置く
4 事業系ごみ処理量（資源化された量を除く）	95,039 t	88,490 t	成果指標1、2と調整を図り設定
5 年間の埋立処分量（焼却灰を含む）	23,966 t	19,172 t	国の目標値における削減率を設定（△約20%）
6 温室効果ガスの排出量	81,011 tCO ₂ (H25実績)	48,607 tCO ₂ 以下	連携中核都市圏温暖化対策実行計画における削減目標（令和12年度までに平成25年度実績から40%削減）に基づき設定

第3章 実現に向けた施策

【施策体系】

3つの基本方針のもと各種施策を推進する。また、各方針に対応するSDGsの目標は以下のとおり。さらに、特に重点的に取り組むべき喫緊の課題への対応として、2つの重点施策を設定し、取組を推進する。



第2編 ごみ処理基本計画

基本方針1 ごみを発生させない 多様な主体と連携して取り組む3R（スリーアール）+リニューアブル

ライフスタイル・ビジネススタイルの転換に 施策1 に向けた環境教育と啓発活動の推進

- <主な取組>
- 小学生を対象に環境教育を実施するほか、若い世代をターゲットに SNS 等を活用した啓発を実施する。
 - 外国人居住者向けに多言語に対応した分別ガイド等を作成し、周知・啓発を実施する。
 - 環境美化活動等に積極的に取り組む減量美化推進員などの活動を支援する。

施策3 リサイクルの推進

- <主な取組>
- ペーパーレス化の推進や利便性向上の観点から、ごみカレンダーアプリの更なる普及を推進する。
 - 地域住民と連携し、ごみステーションでの違反ごみに対する啓発に取り組む。
 - 事業ごみの違反ごみ対策として、環境工場での展開検査や最終処分場での分別指導を強化する。
 - 地域における市民リサイクル活動（旧再生資源集団回収）を推進するため、助成金を交付するなど活動を支援する。

施策4 プラスチックの削減と資源循環の推進

重点施策

自然界に流出したプラスチックごみは、分解されず海洋環境の悪化など様々な問題を引き起こすと言われており、早急に対策を講じる必要がある。

本市においても、江津湖の湖面や湖水中からマイクロプラスチックが確認され、海洋以外の水域にもプラスチック汚染が広がっている。

このようなことから、 unnecessary プラスチックを削減するため、市民のプラスチック問題に関する意識啓発に取り組むほか、これまで実施してきたポイ捨て・不法投棄対策及び清掃活動を強化する。

また、石油を原材料とするプラスチックを、焼却しても温室効果ガスが実質的に発生しないカーボンニュートラルなバイオマスプラスチック等の再生可能な資源に切り替えることで、温室効果ガスの排出量を削減し、環境負荷の低減を図る。

<主な取組>

- 市民のライフスタイルの変革に向けて、様々な媒体を使った積極的な情報発信を行う。
- ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減や、バイオプラスチックの利用を促進する民間事業者の取組を支援する。
- 家庭ごみ指定収集袋へのバイオマスプラスチックの導入を検討する。
- 公共用水域へのプラスチックごみの流出を防ぐため、民間事業者等と連携した河川の清掃を実施する。
- 連携中枢都市圏の各構成市と連携した取組を検討する。

【江津湖におけるマイクロプラスチック調査】

令和2年度（2020年度）に、浮遊ごみ回収装置を上江津湖と下江津湖に各1か所設置し、実態調査を行った。

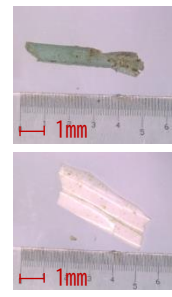
お菓子の袋やペットボトル、たばこのフィルター等が多く確認されたほか、湖面の浮遊物からマイクロプラスチックが確認された。

発生源として、江津湖の上流から流入、陸域からの飛来などが考えられる。

江津湖で採取したプラスチックごみ



江津湖で採取したマイクロプラスチック



施策5 食品ロス対策の推進（食品ロス削減推進計画）

重点施策

食品ロスとは、本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品のことであり、本市においても、年間3.9万トン（令和元年度（2019年度）推計）も発生している。

食品ロスを削減することで、各家庭では家計における食費の負担軽減、事業所等では廃棄に係る費用の軽減、また、食品の製造、加工、運搬等の過程で発生する温室効果ガスの削減などによる環境負荷の低減につながることから、今後も食品ロスの削減に向けた取組を重点的に推進する。

<主な取組>

- 地産地消や食育の取組と併せた啓発活動を実施する。
- SNS等を活用した食品ロスに関する正確な情報発信を実施する。
- 食品ロス削減や生活困窮者支援の観点から、フードバンク活動団体を支援する取組を推進する。
- 事業者等に対して、フードバンク活動団体などへ余剰在庫や納品・販売期限切れ等の食品の寄附を促す。

直接廃棄された食品



基本方針2 環境負荷の少ない 適正かつ安定的なごみ処理体制の構築

施策1 市民ニーズに対応した効率的な収集運搬体制の確立

<主な取組>

- 超高齢社会の進展や突発的な災害に対応するため、民間活力の導入を含め適正かつ効率的なごみ収集運搬体制のあり方を検討する。
- 環境負荷の低減を図るため、収集運搬車両の脱炭素化を図る。
- ごみ出し困難世帯を対象とした「ふれあい収集」の制度の周知を図るとともに、利用者の増加に対応した体制を整備する。

施策2 適正な中間処理・最終処分体制の確立

<主な取組>

- ごみの適正処理を維持していくため、東部環境工場の整備工事を実施し、令和21年度（2039年度）までの延命化を図る。
- 扇田環境センターについて、老朽化が進行している浸出水処理施設の整備工事を実施し延命化を図る。

施策3 不法投棄・資源物等の持ち去り行為防止対策の強化

<主な取組>

- 市公式LINEを活用した通報システムの利用を促進する。
- 自治会等に持ち去り意思表示テープ等を配付し、地域住民と連携した持ち去りを防ぐ環境づくりに取り組む。



市公式LINEを活用した通報システム
（画面イメージ）

基本方針3 強靱な災害廃棄物処理体制と持続可能な地域循環共生圏の構築

施策1 災害時における連携体制の強化

<主な取組>

- 本市で発生した災害廃棄物の処理はもとより、周辺自治体から本市へ要請があることも想定し、周辺自治体との連携を強化していく。

持続可能な地域循環共生圏の構築に向けた 施策2 ごみ処理の広域化

<主な取組>

- 令和年度（2025年度）から西原村及び上益城郡5町（御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）の可燃ごみを東部環境工場を受入れ、ごみ処理の広域化を実施する。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

【生活排水処理形態別人口の推移】

生活排水処理率は増加傾向にあるが、環境負荷の高い単独処理浄化槽やくみ取り便槽の利用人口は、令和2年度（2020年度）時点で、全体の5.1%残っている。

※生活排水処理率：し尿及び生活雑排水を適正に処理する公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設を利用している人口の割合

【今後の課題】

○公共下水道の整備

近年の整備単価の上昇に対し、計画的な予算の確保に努めるとともに、より効率的な整備が必要である。

○合併処理浄化槽等の維持管理

合併処理浄化槽等の管理者（設置者や利用者）に対して、維持管理指導を行う必要がある。

○公共下水道や農業集落排水施設への接続促進

公共下水道、農業集落排水施設の整備地区には、未接続の住宅等があるため、接続を促進する必要がある。

○単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進

公共下水道や農業集落排水施設の処理区域及び予定処理区域以外の地区においては、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

○し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制の確保

し尿及び浄化槽汚泥の処理量はいずれも減少傾向であるが、公衆衛生の維持・向上のためには適正に収集運搬し、処理できる体制を確保する必要がある。

第2章 生活排水処理の将来像

本市を流れる河川や有明海の水質を更に向上し、市民共有の財産である水環境を将来にわたって保全していくため、公共下水道の整備のほか、未整備区域における適正処理として、合併処理浄化槽への転換促進等を推進していく。

【取組の視点】

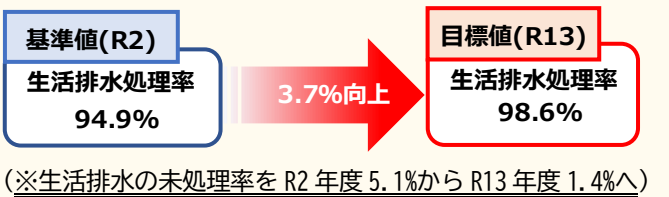
ごみ処理基本計画と同様、持続可能な開発目標SDGsの視点を踏まえ、各施策に取り組む。



【生活排水処理形態別の処理目標】

生活排水処理形態別人口			基準値	目標値
年度			R2(2020)	R13(2031)
1. 総人口			731,754	731,426
2. 生活排水処理人口			684,352	721,157
	割合		93.5%	98.6%
公共下水道			633,235	669,995
	割合		86.5%	91.6%
合併処理浄化槽			48,297	48,358
	割合		6.6%	6.6%
農業集落排水施設			2,820	2,804
	割合		0.4%	0.4%
3. 生活排水未処理人口			47,402	9,927
	割合		6.5%	1.4%
単独処理浄化槽			29,489	6,125
	割合		4.0%	0.8%
くみ取り便槽			17,913	3,802
	割合		2.4%	0.5%

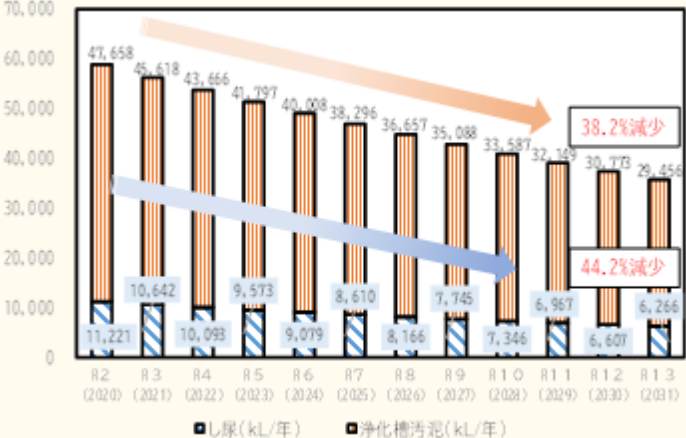
※生活排水処理率：し尿及び生活雑排水を適正に処理する公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設を利用している人口の割合



【し尿及び浄化槽汚泥処理の現状】

し尿くみ取り及び浄化槽汚泥の年間処理量は、公共下水道の普及などに伴う、くみ取り人口、浄化槽人口の減少により、減少傾向である。

【し尿及び浄化槽汚泥の処理見込】



【し尿及び浄化槽汚泥の処理体制】

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現状どおり一般廃棄物収集運搬許可業者が行うこととする。

また、大規模地震や水害等で避難所に設置される仮設トイレのくみ取りし尿等を適正に処理するため、一般廃棄物収集運搬許可業者等で構成された熊本市災害し尿等対策協議会との協力体制を維持する。

第3章 実現に向けた施策

持続可能な生活排水の処理

基本方針1 生活排水処理の向上



施策1 公共下水道の整備推進

○熊本市上下水道事業経営戦略に基づき、令和11年度までの事業計画区域内の未普及地区の解消に向けて、年間約100～130haの整備を進める。

施策2 既存処理施設の安定的な稼働

○各浄化センターなどの既存処理施設の老朽化状況を日常点検や点検調査等によって把握することに努め、迅速な修繕や分解整備等の対応に取り組む。

施策3 合併処理浄化槽の維持管理

○浄化槽の適正な維持管理のため、法定検査・清掃・保守点検が適正に実施されていない浄化槽管理者に対して、改善指導等を行う。

基本方針2 生活排水処理の推進



施策1 整備済の公共下水道や農業集落排水施設への接続促進

○公共下水道や農業集落排水施設により生活排水を処理する区域においては、接続啓発等を行い、接続率の向上に努める。農業集落排水施設は、本計画期間に、公共下水道への接続、移管を予定。

重点施策

施策2 単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進

現在も多くの基数が残っている単独処理浄化槽やくみ取り便槽は、環境負荷が高いにもかかわらず、合併処理浄化槽への転換が進んでいない状況である。

台所やお風呂などの生活雑排水が、未処理のまま公共用水域に放流されると、悪臭や汚染などの原因になることから、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の利用者の環境保全への意識を向上するため、重点施策として以下の取組を行う。

■補助制度活用の周知

○市政だよりや市ホームページによる広報、単独処理浄化槽の改善指導に伴う啓発を行うとともに、浄化槽の施工業者や維持管理業者、熊本県浄化槽協会と連携し、より身近な啓発活動を実施する。

■必要な補助制度の構築

○国や県の動向を注視し、必要に応じて、合併処理浄化槽への転換促進につながる補助制度の構築を行う。

基本方針3 し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理



施策1 効率的かつ安定的な収集運搬体制の確保

○し尿及び浄化槽汚泥の処理量は年々減少することが予測されることから、許可業者と連携し、効率的かつ安定的な収集運搬体制を確保する。

施策2 災害時における連携体制の強化

○大規模地震や水害等で避難所に設置される仮設トイレの設置やくみ取りし尿等の収集運搬等を適正に行うため、本市と協定を締結している熊本市災害し尿等対策協議会と平常時から情報交換や震災対処の初動訓練を行うなど、連携体制を強化する。

第4編 計画の推進

【推進体制】

○本計画を着実に推進し実効性のあるものとするため、市民、事業者、地域団体、市民活動団体などの多様な主体との連携・協働に向けた取組を推進する。

○プラスチックごみ対策や食品ロス対策などの取組については、連携中枢都市圏で取組を推進することで、より効果的なものとする。

○し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設の運営にあたっては、必要に応じて、共同処理の広域化・共同化を進め、効率的な事業運営を行う。

【進行管理】

○施策の実施状況等は毎年度実施計画を取りまとめ、PDCAサイクルに基づく進行管理を行う。

